特定委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、委託業務低入札価格調査実施要領（平成２５年４月１日施行）第３条第２項に基づき、理事長が特に著しい低価格での落札による労働環境の悪化や品質低下が懸念されると認めた委託業務（以下「特定委託業務」という。）について、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適用に係る事務手続等について定めるものとする。

　なお、本要領に定めのない場合は、委託業務低入札価格調査実施要領の定めるところによる。

（適用対象業務）

第２条　この要領が対象とする特定委託業務は、次の各号に掲げるセンターが管理する建物等に係る維持管理業務であって、受託者が常駐するものとする。

（１）建物清掃

（２）電気・機械設備等保守管理

（３）警備

（４）建物総合管理

（適用対象金額及び適用制度）

第３条　特定委託業務に係る競争入札を執行するときの適用対象金額及び適用制度は、次の各号によるものとする。

（１）予定価格が１，０００万円以上　　低入札価格調査制度

（２）予定価格が１００万円を超え１，０００万円未満　　最低制限価格制度

（低入札価格調査制度を適用する場合の調査基準価格等）

第４条　低入札価格調査制度を適用する場合の調査基準価格（低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。以下同じ。）は、契約担当者の指示により主務課長（委託業務の契約の締結及び履行に関する事務を分掌する課長をいう。以下同じ。）が定めるものとする。

２　調査基準価格の額は、予定価格に１００分の８０を乗じて得た額（１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

３　低入札価格調査の実施にあたり、価格失格判定基準を設定し、予定価格に１００分の７０を乗じて得た額（１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を下回った入札については、契約の内容に適合した履行がされないものとして、調査を実施せず、失格とする。

（最低制限価格制度を適用する場合の最低制限価格）

第５条　最低制限価格制度を適用する場合の最低制限価格は、契約担当者の指示

により主務課長が定めるものとする。

２　最低制限価格の額は、予定価格に１００分の８０を乗じて得た額（１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（予定価格を記載した書面への最低制限価格の記載）

第６条　最低制限価格制度を適用する場合において、入札の執行者（主務課長をいう。以下同じ。）は、予定価格を記載した書面に、最低制限価格を「(最低制限価格〇〇円)」と記載し、かつ、当該最低制限価格に１１０分の１００を乗じて得た金額（１円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額とする。）を「(最低制限価格の１１０分の１００の額〇〇円)」と記載するものとする。

（最低制限価格及び価格失格判定基準の入札者への周知）

第７条　最低制限価格制度を適用する場合において、入札の執行者は、一般競争入札の公告及び指名競争入札の指名通知に次の各号に掲げる内容を明記するとともに、一般競争入札約款又は指名競争入札約款の提示の際及び入札執行の際に説明するものとする。

（１）最低制限価格が設定されていること。

（２）最低制限価格を下回る入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならないこと。

２ 価格失格判定基準を設定する場合において、入札の執行者は、一般競争入札の公告及び指名競争入札の指名通知に次の各号に掲げる内容を明記するとともに、入札約款（物品・委託等）の提示の際及び入札執行の際に説明するものとする。

（１）価格失格判定基準が設定されていること。

（２）価格失格判定基準に該当する場合は、当該低価格入札者のした入札を失格とすること。

（最低制限価格制度を適用した入札における落札者の決定）

第８条　最低制限価格制度を適用する場合において、入札の執行者は、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする者とする。

附　　則

（施行期日）

この要領は平成２５年４月１日から施行する。

（施行期日）

この要領は平成２６年４月１日から施行する。

（施行期日）

この要領は令和元年１０月１日から施行する。

（施行期日）

この要領は令和２年４月１日から施行する。
（施行期日）
この要領は令和２年１２月２８日から施行する。
（施行期日）
この要領は令和６年４月１日から施行する。